* 名　　称

対外的な協力と交流における生物遺伝資源の利用と利益分配管理の強化に関する通知

* 索引番号　000014672/2014-01115

分　　類　生態環境保護

* 発行機関

環境保護部  
教　育　部  
科学技術部  
農　業　部  
国家林業局  
中国科学院

作成日2014-10-30

* 文書番号　環発〔2014〕156号

キーワード

|  |
| --- |
|  |
| |  |  | | --- | --- | | **環境保護部 教　育　部 科学技術部 農　業　部 国家林業局 中国科学院** | **文書** |   環発〔2014〕156号 |

**対外的な協力と交流における生物遺伝資源の利用と利益分配管理の強化に関する通知**

送付先：

各省・自治区・直轄市の環境保護庁（または局）、教育庁（または委員会）、科技庁（または委員会・局）、農業（または農村・農村経済）・畜牧・漁業庁（または委員会・局・弁公室）、林業庁（または局）

教育部、農業部、林業局の各直属部署および各共同設置大学、中国科学院傘下の各機関

新疆生産建設兵団の環境保護局・教育局・科学技術局・農業局・林業局

各関係機関

　近年、中国では生物遺伝資源に関する対外的な協力と交流がますます活発化し、多くの成果が上がっている。しかし同時に、法令や制度の不備や保護意識の弱さから、対外的な協力と交流に伴い発生する生物遺伝資源の流出が依然として目立っており、国益の損失につながっている。対外的な協力と交流における生物遺伝資源の管理を強化し、利益の分配を促すために、関連の問題についてここに以下の通り通知する。

一．生物遺伝資源の保護・管理強化の重要性に対する充分な認識

　生物遺伝資源とは、動植物と微生物の種および種より下の分類単位、これらの生物遺伝機能を含む材料・派生物、ならびにそれらから生じる情報・資料（人類の遺伝資源を含まない）であって、実際の、または潜在的な価値を有するものを指す。生物遺伝資源は、経済・社会の持続可能な発展のための戦略的資源であるほか、現代的なバイオ産業の発展の基盤でもあり、科学・研究ならびに商用化の面で大きな価値を有していることから、すでに各国の研究機関や営利企業が奪い合う重要な資源となっている。中国の生物遺伝資源は豊富ではあるものの、その流出も深刻である。保護意識の欠如から、中国の一部研究機関や大学の研究者が、対外的な協力や交流に際し、中国の重要な生物遺伝資源を実験材料として国外機関、国外機関の中国拠点または個人に提供するケースがある。その結果、科学・研究面あるいは経済面の価値を有する中国特有の生物遺伝資源が大量に流出し、しかも中国がその公平な利益分配を受けられない状況が生じており、中国のバイオテクノロジーやバイオ産業の健全、持続的かつ急速な発展に不利益をもたらしている。各組織は、生物遺伝資源の国家戦略資源としての重要性およびその保護の切迫性を充分に認識するとともに、効果的な措置を講じ、生物遺伝資源の登録や利用に関する制度の策定と充実を図り、生物遺伝資源の収集・利用・国外持ち出しなどの行為を規範化し、中国の生物遺伝資源に関する対外的な交流や協力に際しては正当な権利と利益を保障しなければならない。また、広報や教育により、組織や個人のコンプライアンス意識や生物遺伝資源の保護に関する責任感を強化するとともに、定期的にセルフチェックを行わなければならない。環境保護部、教育部、科学技術部、農業部、林業局、中国科学院は今後、共同検査を展開し、典型的な事案を用いた警告的教育を徹底して行う。

二．対外交流・協力プロジェクトの立案管理の強化

　生物遺伝資源の対外提供に際しては、プロジェクト契約書において生物遺伝資源の入手元、研究目的、応用の展望などの情報を明示し、知的財産権の共有や技術移転、ならびにその他の国益につながる利益分配に係る取り決めを強化し、外部移転の制限条件および利益分配要件を明確にし、生物遺伝資源の提供者と開発協力者との間で研究開発の成果が公平かつ公正に分配できるよう確実を期するものとする。各大学および研究機関は、対外協力・交流プロジェクトの管理を強化し、専門の組織または人員を指定して生物遺伝資源の獲得と利益分配に関する事項を担当させ、直属する上級の生物遺伝資源を主管する部門への定期報告を行うものとし、生物遺伝資源を主管する部門は関連資料の写しを環境保護主管部門へ送付するものとする。生物遺伝資源のうち中国の保護リストに含まれるもの、新種や新たな変種である可能性のあるもの、あるいは重要な価値を有するものを扱う対外的協力・交流プロジェクトに際しては、法令の規定を厳密に遵守して関連主管部門の承認を取得するものとし、関連の主管部門は、環境保護を主管する部門に関連資料の写しを送付して届け出るものとする。

三．対外協力・交流プロジェクト実施に際しての監督・管理の強化

　各組織はプロジェクト実施機関中の監督および管理を強化し、中国の生物遺伝資源に関する対外協力・交流に際しては、中国側の関係組織および研究者による充分な関与を図るものとし、研究作業は原則として中国国内で行うようにしなければならない。国外での研究が確かに必要と認められる場合は、国外の協力先との間で生物遺伝資源の国外持ち出しと利益分配に関する合意書を締結し、生物遺伝資源を主管する直属の上級部門の承認を得るものとし、生物遺伝資源を主管する部門は、環境保護を主管する部門に関連資料の写しを送付するものとする。各組織は、生物遺伝資源の原生状態が維持された場所での採集活動を規範化し、国外の組織または個人による生物遺伝資源の原生状態が維持された場所での採集または購入を厳しく禁じなければならない。国外の組織または個人が生物遺伝資源の原生状態が維持された場所で野外視察を行う場合は、関連主管部門の承認を受けなければならない。各組織は、各種の生物遺伝資源の収集や保存を行う施設（植物園、動物園、樹木園、遺伝資源バンク、標本館など）の管理を強化し、厳格な制度を構築し、国外の組織や個人による入手行為を規範化し、生物遺伝資源を主管する直属の上級部門への定期報告を行うものとし、生物遺伝資源を主管する部門は、環境保護を主管する部門に関連資料の写しを送付するものとする。原性状態が維持された場所で取得された非生体標本、感染症サンプル、ならびに展示など科学普及活動を目的とする生物遺伝資源を対外的に提供する場合、国の関連法令を遵守する前提の下、手続きまたは措置の簡素化を検討することができる。

四．対外協力・交流プロジェクトの成果に関する事後モニタリングと管理の強化

　各組織は、プロジェクト成果登録チェック制度を整備し、中国の生物遺伝資源に関する研究成果の知的財産権の状況やその後の研究・開発状況について事後モニタリングを行い、獲得や利益分配の取り決めが着実に履行されるよう確実を期しなければならない。中国の生物遺伝資源に依存した発明について知的財産権による保護を出願する場合、生物遺伝資源の直接の入手元および入手経路の最上流のサプライヤーを開示するとともに、知的財産権の共有と技術移転を強化するものとする。国内での知的財産権の保護については国内出願を優先することを奨励し、国外での出願に際しては、法に基づき国務院の関係主管部門による秘密保持審査を申請するものとする。研究成果の発表に際しても、中国の生物遺伝資源について直接の入手元および入手経路の最上流のサプライヤーを開示するものとする。

五．対外協力・交流プロジェクトにおける生物遺伝資源の国外持ち出しの規範化

　生物遺伝資源のうち希少種、絶滅危惧種、固有種に該当するもの、新種または新たな変種の可能性があるもの、あるいは重要な価値を有するものを国外に持ち出したり、郵送したりする場合は、国の関連法令の要件を満たした上で、関連主管部門の承認を得るものとし、関連主管部門は定期的に環境保護を主管する部門に関連資料の写しを送付するものとする。各組織は、生物遺伝資源の対外提供に関する登録・チェック制度を整備し、国外に持ち出された生物遺伝資源について、入手元、種類、数量、用途、提供者、被提供者、目的地、利益分配の取り決めなどの重要な数値・資料・情報を詳細に記録し、生物遺伝資源を主管する直属の上級部門による調査に備えなければならない。生物遺伝資源を主管する各部門は、積極的かつ効果的な事後モニタリング措置を講じ、規定違反に当たる生物遺伝資源の国外持ち出しに対する検知・開示・問責の仕組みを構築し、規定違反に当たる国外持ち出しに対して速やかな調査・処分と公表を行い、関係責任者および組織の責任を厳しく追及するとともに、調査・処分の状況を一般に開示しなければならない。また、生物遺伝資源の利用に関する格付制度を整備し、規定に反して国外持ち出しを行った責任者のブラックリストを作成し、賞罰規定を制定しなければならない。

六、部門間連携と基礎的能力の構築強化

　業務メカニズムの構築と整備により、関連部門間の意思疎通と協力を強化する。資金投入を強化し、生物遺伝資源の保護・管理業務の展開を支援する。各部門・組織は積極的な措置を講じ、専門人材・管理人材のチーム構築を着実に強化しなければならない。生物遺伝資源の保護・管理に資する技術の研究・開発を強化し、生物遺伝資源の国外持ち出しに際しての検査に用いる迅速検査・リモート検査の技術開発を加速させる。生物遺伝資源の科学的手段による鑑定の制度を段階的に構築するほか、生物遺伝資源の利用と利益分配に関するデータベースおよび情報プラットフォームを構築し、情報共有の実現と科学的手段による管理の水準向上を図る。広報と人材育成を強化し、公衆の意識向上を図る。

　　環境保護部

教　育　部

　　科学技術部

農　業　部

　　林　業　局

中国科学院

　　2014年10月28日

　　写し送付先：国務院弁公庁

　　環境保護部弁公庁2014年10月30日印刷発行